

**施設指導監査事項（女性自立支援施設）**

主眼事項	着眼事項
<p>第1 適切な入所者支援の確保</p> <p>1 適切な入所者支援の実施</p>	<p>入所者への支援について、法の理念に則り、人権の擁護を図るとともに、入所者が、施設における中長期的な支援を受けながら、被害からの回復及び心身の健康の回復を図り、地域社会において安定的に生活するための基盤を構築できるよう、関係機関等と連携しながら、切れ目のない支援が行われているか。</p> <p>(1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。            ア 個別支援計画の策定に当たっては、心身の状況、問題解決能力、生活状況、入所者の懸念事項や今後への意向や希望等を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、原則として入所者が参画した上で策定しているか。            イ 計画には、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための支援内容・方法等が定められているか。また、入所者の意向を反映させた上で、定期的実施状況の振り返りや評価の見直しが行われているか。            ウ 入所者への支援の実施状況を適切に記録・管理しているか。</p> <p>(2) 施設のルールについては、可能な限り本人の意向を尊重し、自立支援の妨げにならないよう配慮しているか。</p> <p>(3) 被害からの回復及び健康への回復の支援や生活環境の整備は適切に行われているか。            ア 入所者が安心して日常生活を送れる環境を整えた上で、看護師、保健師等の配置による身体面のケアや心理職による心のケア、嘱託医、提携医療機関等と連携した医療的支援等を行っているか。            イ 入所者が健康に生活していくことができるよう、栄養や入所者の身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行っているか。            ウ 1年に2回以上の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>(4) 主体性を尊重した日常生活の支援が実施されているか。            ア 金銭管理や家計管理の支援に当たっては、本人の尊厳に配慮し、支出額及び収入額の管理の仕方や貯蓄の仕方等、場合によっては後見人制度の活用なども含め支援を行っているか。</p>

イ DV被害やストーカー被害等の入所理由により外出や外部との連絡等、一定の行動を制限せざるを得ない場合は、説明を重ねることにより理解を求め同意を得ているか。一方、問題がないと考えられる範囲においては、日中の過ごし方等について、可能な限り本人が望む過ごし方ができるよう支援を行っているか。

(5) 同伴家族等への支援が適切に行われているか。

ア 同伴家族に対しても必要な心理的ケアを提供するとともに、必要な医療が受けられるよう嘱託医や提携医療機関等と連携して対応しているか。

イ 入所者が同伴児童の養育を放棄又は養育ができない場合等は、児童相談所等関係機関と連携して対応しているか。

ウ 同伴児童の年齢に応じて、市町村のこども家庭センター等の機関や保育所等、教育機関等と連携しつつ、通園・通学することやオンラインを活用した参加を検討するなど、自治体が提供する家庭支援のサービスを受けることが可能となるように支援を行っているか。

エ 親子分離により、同伴児童が児童養護施設等他施設に入所している場合は、親子関係再構築に向け、当該施設と連携して対応しているか。

(6) 入所者の就労意欲等を確認しつつ、可能な場合は就労に向け、就労支援を行う公共職業安定所等の行政機関や民間団体と連携の上、職業訓練の受講や就職活動に向けた支援を行っているか。

(7) 入所者が可能な限り引き続き就学できるよう、置かれている状況を踏まえながら、オンラインでの参加が可能となる居住環境の整備等の検討も含め、通学等に関する支援を行っているか。特に若年女性等の場合、本人が就学を希望する場合は、必要に応じて奨学金等の利用可能な制度を情報提供する等の支援を行っているか。

(8) 施設からの退所に際し、健康面、経済面、暮らし方、希望する居住場所等について確認しているか。また、退所後も福祉的な支援や子育て支援が必要なことが想定される場合は、支援調整会議等を通じて、入所者の状況等や退所後の支援の方針について共有を図っているか。

<p>2 入所者の生活環境等の確保</p>	<p>(9) 退所者が孤立することを防ぎ、安定して自立した生活が営めるよう、地域の女性相談支援員や女性支援担当者等とも連携しつつ退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行っているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p>
<p>第2 女性自立支援施設運営の適正実施</p>	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう務めているか。</p>
<p>1 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>(1) 施設の運営理念や運営方針の実現に向け、目標を明確化し、施設の中・長期計画及び各年度の事業計画の策定が行われているか。</p> <p>(2) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(3) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(4) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(5) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。職員のメンタルヘルス対策に取り組んでいるか。</p>

<p>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p>	<p>(8) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(9) 経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。</p> <p>ア 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>イ 会計経理が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 措置費等の請求金額が適正に行われているか。</li> <li>・ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。</li> <li>・ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。</li> <li>・ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。</li> <li>・ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</li> </ul> <p>(10) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。</p> <p>当期末支払資金残高等を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入30%以下の保有となっているか。</p> <p>(11) 3年に1回以上第三者評価を受けるよう努めるとともに、毎年自己評価を実施するよう努めているか。</p> <p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</p> <p>ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p> <p>イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。</p> <p>(3) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。</p> <p>(4) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(5) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(6) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>
<p>3 非常災害対策及び感染症等防止対策</p>	<p>非常災害対策及び感染症等防止対策は、適切に実施されているか。</p> <p>ア 非常災害に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。また、非</p>

	<p>常災害計画を策定し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>イ 入所者及び職員の安全の確保を図るため、施設における安全に関する事項についての安全計画を策定し、職員に対し、安全計画について周知するとともに、定期的に研修及び訓練を実施しているか。</p> <p>ウ 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に必要な研修及び訓練を実施しているか。</p> <p>エ 非常災害計画、安全計画、業務継続計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</p>
--	--

【参考】・令和8年3月23日 社援女発 0323 第1号「女性自立支援施設指導監査事項について」

・平成16年3月12日社援発第 0312001 号ほか「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（最終改正 令和7年3月31日）

・その他、施設運営に関わる厚生労働省令、沖縄県条例及び規則、通知等に基づき確認する。